

小学校等インクルーシブ遊具整備事業
設計・施工一貫プロポーザル実施要領

令和7年4月

防府市教育委員会教育部

教育総務課

2025年度に発注予定の小学校等インクルーシブ遊具整備事業についてのプロポーザル方式に基づく設計・施工業者の選定の手続きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 目的

多様性を尊重する教育の実現を目指し、障害の有無、体格、性別に関わらず、市内のすべての子ども達と一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具を小学校、防府総合支援学校に整備し、子ども達が共に学びあう多様な遊び場を提供する。

2 一般項目

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業名 | 小学校等インクルーシブ遊具整備事業 |
| (2) 発注者 | 防府市 |
| (3) 審査方法 | 小学校等インクルーシブ遊具整備事業設計・施工一貫プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）で審査する。 |
| (4) 工事内容 | |
| ア 施工場所 | 別紙（施工場所一覧）のとおり |
| イ 工期 | 契約締結日の翌日から2026年3月31日までとする。
原則、工期の延長は認めない。 |
| ウ 工事概要 | ①事業に係るすべての測量及び実施設計
②遊具の設置及び付帯工事の施工及び工事監理
③施設設置に伴う資料収集、建築確認申請等の諸手続き
④上記の施設設置に伴う地下埋設物件調査及び工事 |
| エ 施工条件 | 別紙1「要求水準書」の方針は最低限として必ず実施すること。
別紙2「施工条件書」に必ず基づき設計・施工を行うこと。 |
| オ 事業上限額 | 85,000,000円（消費税相当額含む） |
- ※工事費内訳書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって提案価格とするため、参加申込者（以下「提案者」という）は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった提案工事価格金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を工事費内訳書（様式4）に記載すること。

エ 工程計画書（任意様式、設計から工事施工完了までの計画を記載すること。）

オ その他提案を補足する資料

上記書類の提出にあたり、次の①から③に従うこと。

- ① (1)から(5)を1冊として、原本1部、写しを11部、合計12部を提出すること。
- ② 様式内の注意事項に沿って記載すること。
- ③ 提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。但し、審査過程でこれらの資料についてヒアリング、明瞭化を行うことがある。

6 審査及び選定

審査委員会において、以下の手順で審査し、優先交渉権者等を決定する。

(1) 評価点審査

提案者の提案に対して、「審査基準表」に定める算定方法により、評価点を算定する。なお、審査にあたっては、審査委員への説明会を実施する。

また、提案者が1者の場合でも審査委員への説明会を実施する。

(2) 評価の実施・優先交渉権者の選定

評価点を算定し、提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者によるくじ引きを実施する。

市は、優先交渉権者と事業上限額の範囲内で契約内容の協議を行い、協議結果を反映した見積書を作成すること。協議が整った場合には優先交渉権者と随意契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。なお、提案者が1者の場合は、審査結果が評価点の60%以上である場合に限り、その提案者を交渉権者とする。

7 小学校等インクルーシブ遊具整備事業「審査基準表」

各評価項目に係る審査基準及び配点（満点100点）は、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点	評価				
			優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
① 計画内容の魅力等	・インクルーシブの概念を取り入れ、年齢や障害の有無、体格、性別に関わらず、みんなが平等に利用できる遊具となっているか	10	10	8	5	3	0
	・児童の身体能力を伸ばす遊具を提案できているか。	15	15	12	8	5	0
	・児童の感性を養う遊具を提案できているか。	15	15	12	8	5	0
	・周囲の遊具との調和が取れた配色・デザインとなっているか。	10	10	8	5	3	0
② 施設の安全性	・利用者の転倒や転落に対して安全対策が講じられているか。	10	10	8	5	3	0
③ 維持管理性	・劣化軽減や耐久性に配慮した部材を採用するなど維持管理費を抑えられる提案となっているか。	10	10	8	5	3	0
	・修理や部材交換等が容易で、長寿命化及びメンテナンス計画が提案されているか。	10	10	8	5	3	0
④ 自由提案	・遊具の魅力が増す独自の積極的な提案となっているか。	20	20	15	10	5	0
合計							100点

8 審査委員への説明会

提案書の審査を行うために、審査委員への説明会を開催する。なお、説明会は非公開とする。

- (1) 実施日：6月24日（火）（日時が変更になる場合がある）
説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の担当者に通知する。
- (2) 実施場所：提案者に別途通知する。
- (3) 実施方法：提案者は、準備・説明20分以内、質疑応答15分以内、片付け5分以内、合計40分以内とする。
- (4) 説明は提出した提案書（様式7-①～様式7-④）に記載された内容については必ず行うものとする。
また、提案書（様式7）に書かれていない内容は評価しない。
- (5) 質疑応答は、主に、提出された資料と説明会の内容について行う。
- (6) 説明にあたり、電源、プロジェクタ1台（HDMI 又は D-SUB 接続）、スクリーン1台を使用することができる。プロジェクタ、スクリーン、接続ケーブル以外の必要な機材等は、原則として提案者で用意すること。

9 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者に通知する。
- (2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。
- (3) 審査結果は、優先交渉権者の名称と、評価点のみホームページに公表する。
- (4) 審査結果理由の説明請求
提案者は、各審査結果の理由を、市に説明を求めることができる。

ア 説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が審査結果を公表した日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、書面は郵送又は持参により提出するものとし、持参の場合は午後5時15分までとする。

また、郵送は午後5時15分必着とする。

イ 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土、日、祝日を除く）に書面により行う。

- (5) 審査委員所属は本工事の本契約締結後に公表する。

10 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。なお、市は受付時に提出される書類の内容確認は行わない。

- (1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。
- (2) 提出書類に不備があるもの。

- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (4) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。
- (5) 審査委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。
- (6) 「3 提案者の資格要件」を満たすことが出来なくなったもの。
- (7) その他不適切と判断したもの。

1 1 実施要領に対する質問・回答

実施要領に対する質問・回答を以下のとおり実施する。

提出期限：2025年5月23日（金）午後5時15分まで

回答期限：2025年5月28日（水）午後5時15分まで

- (1) 質問のある者は、質問書（様式8）にその内容を簡潔かつ明確に記載し、参加申込書と合わせて提出すること。
- (2) 参加資格要件を満たしている者の質問を受け付け、ホームページに回答を掲載する。
- (3) 既設構造物の図面や追加提供に関する質問は受け付けない。契約後に実施設計の中で資料収集、測量・試掘業務等を行うこと。
- (4) 質問内容には、質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

1 2 事業地の調査等

事業地の調査等については、事前に調査日時を事務局に申し出て、許可を得た後に調査を行うこと。施設利用者の安全に十分配慮して行うこと。

1 3 スケジュール

2025年	5月16日（金）	公募開始
	5月23日（金）	参加申込・質問受付締切 午後5時15分まで
	5月28日（水）	質問回答※期日までにホームページに回答を掲載
	6月16日（月）	提案書締切 午後5時15分まで
	6月24日（火）	審査委員説明会（日時が変更になる場合がある）
	6月25日（水）	最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）、 ホームページでの公表（予定）
	7月上旬頃	優先交渉権者との協議（予定）
	7月下旬頃	本契約（予定）

1 4 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要した経費は、全て提案者の負担とする。

1 5 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、提案者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。

公正に手続きを執行できないと認められる場合又はおそれがある場合、市は、当該参加者を参加手続きに参加させず又は参加手続きの執行を延期もしくは取り止めることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止又は取り消すことがある。

1 6 その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。
- (3) この工事の契約が成立するまでの間において、提案者が「1 0 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。

1 7 事務局（書類提出先、問合せ先）

防府市教育委員会 教育部 教育総務課

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号

電話 0835-25-2143

FAX 0835-23-3011

メール kyouiku@city.hofu.yamaguchi.jp

別紙（施工場所一覧）

	学校名	住所
1	富海小学校	防府市大字富海 1248 番地
2	牟礼小学校	防府市大字牟礼 106 番地
3	牟礼南小学校	防府市大字江泊 1361 番地
4	勝間小学校	防府市警固町二丁目 3 番 1 号
5	松崎小学校	防府市東松崎町 1 番 1 号
6	華浦小学校	防府市華浦二丁目 2 番 2 号
7	新田小学校	防府市大字新田 1014 番地の 1
8	野島小学校	防府市大字野島 158 番地の 1
9	向島小学校	防府市大字向島 775 番地
10	中関小学校	防府市大字浜方 746 番地
11	西浦小学校	防府市大字西浦 1944 番地の 1
12	華城小学校	防府市華城中央二丁目 2 番 1 号
13	佐波小学校	防府市八王子二丁目 6 番 10 号
14	小野小学校	防府市大字奈美 633 番地の 1
15	右田小学校	防府市大字下右田 86 番地の 2
16	玉祖小学校	防府市大字大崎 1802 番地
17	大道小学校	防府市大字台道 400 番地の 1
18	防府総合支援学校	防府市浜方 205-3